

訪問介護、介護予防訪問重要事項説明書

＜平成 30年 5 月 1日現在＞

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	たんぼぼ株式会社
代表者名	高島 創
所在地・連絡先	(住所) 〒602-8156 京都市上京区竹屋町通千本東入聚楽町865番地 (電話) 075-821-0900 (FAX) 075-821-0902

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	たんぼぼヘルパーステーション
所在地・連絡先	(住所) 〒602-8156 京都市上京区竹屋町通千本東入聚楽町865番地 (電話) 075-821-0900 (FAX) 075-821-0902
事業所番号	2670200746
管理者の氏名	山本しげ子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1 (兼務)			業務管理全般
サービス提供責任者	2	2 (兼務)			利用申し込みの調整及び 従業者の指導など
訪問 介護 員	介護福祉士				訪問介護の提供
	介護職員基礎 研修修了者				
	1級ヘルパー				
	2級ヘルパー	6			
事務職員等					

知的障害者移動のみ 2名

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯（午前8：40～午後5：25）
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（午前8：40～午後5：25）
訪問介護員	日勤（8：40～午後5：25）

(4) 事業の実施地域 京都市上京区

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から日曜日（12月29日から1月1日までを除く）
受付時間	月曜日から日曜日 午前8時40分から午後5時25分
サービス提供時間帯	年中無休 午前6時から午後12時

* サービス提供時間帯以外の時間は要相談いたします。

3 サービスの内容

	種類	内容・手順
1 身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などをします。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	体位変換	体位の変換を行います。
2 生活援助	買い物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません)
	調理	ご利用者の食事の用意を行います(ご家族分の調理は行いません)
	掃除	ご利用者の居室の掃除を行います(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません)
	洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います(ご家族分の洗濯は行いません)

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

【料 金 表】 利用者負担額は2割、3割の方は2倍、3倍になる
(訪問介護)

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額(1割の場合)
身体介護 中心型	20分未満	1,765円	176円
	20分以上30分未満	2,621円	262円
	30分以上1時間未満	4,151円	415円
	1時間以上1時間30分未満	6,034円	603円
	1時間30分以上	30分増すごとに856円を加算	30分増すごとに 円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに716円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに 円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,958円	195円
	45分以上	2,407円	240円
通院等のための 乗車又は降車の介助		1,037円	103円

夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

- ・初回加算・・・単位数は、1ヶ月につき200単位になります
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。
なお、自動車を使用した場合の次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満	500円
事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満	1000円

(3) その他の費用

① サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

② 初回加算 2084円 (うち自己負担額209円)

新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員の訪問に同行した場合必要となります。

(4) キャンセル料 (介護予防を除く。)

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の25%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の50%

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、前月分の請求をいたしますので、末日までに下記口座に振り込んで下さい。

京都中央信用金庫 千丸支店
普通預金口座 (店番074 口座番号0379040)
口座名義 たんぼぼ株式会社 代表取締役 高島創
※入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い→担当ホームヘルパーがお伺いします。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

高齢者、障害児・者の自立と社会経済活動への参加を促進し福祉の増進を図る。

(2) 運営方針

利用者の方が、地域において日常生活を営むことが出来るように、その意思及び人格を尊重し、本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 医療行為 |
| ② ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授与 |
| ③ ご利用者の家族等に関する訪問介護サービスの提供 |
| ④ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

(3) その他

事項	内容
(介護予防) 訪問介護計画の作成及び事後評価	(例) 担当のサービス提供責任者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年4回、研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 高島 創 ご利用時間 午前8:40～午後5:25 ご利用方法 電話(075-821-0900) 面接(当事業所相談室)
-------------	--

京都市（上京区）健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：441-5107
-----------------	--

京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-354-9090
----------------	--

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都府、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電話番号	

8 担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は 高島創 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

9 お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護・介護予防訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：平成 年 月 日

事業者 住 所 京都市上京区竹屋町通千本東入聚楽町865番地
事業者（法人）名 たんぽぽ株式会社
施 設 名 たんぽぽヘルパーステーション
(事業所番号) 2670200746 印
代表者名 代表取締役 高島 創

説明者 職 名 サービス提供責任者
氏名 高島創 印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所
氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所
氏 名 印